

宮津市公報

令和6年12月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

規 則

- 18 宮津市公印規則等の一部を改正する規則 1

告 示

- 119 宮津市議会定例会の招集 2
120 宮津市公印（市長印）の電子印の作成 2
121 宮津市公印（市印凸版）の電子印の作成 3
122 宮津市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱等の一部を改正する等の要綱 3

訓 令

- 5 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程 4

公 告

- 78 公示送達 4
79 条件付一般競争入札の実施 4
80 公示送達 7
81 令和6年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験の合格者 7
82 農用地利用集積計画の縦覧 8

水 道 企 業

《上下水道告示》

- 12 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 8
13 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の指定 8

議 会

《規 程》

- 2 宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 9

教 育 委 員 会

《告 示》

- 20 宮津市教育委員会定例会の招集 9

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 31 有権者総数の50分の1の数 10
32 有権者総数の3分の1の数 10
33 有権者総数の6分の1の数 10

農 業 委 員 会

《告 示》

- 11 宮津市農業委員会定例総会の招集 10

規 則

宮津市公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 2 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 18 号

宮津市公印規則等の一部を改正する規則

(宮津市公印規則の一部改正)

第 1 条 宮津市公印規則（昭和 49 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

市印	正方形	7	国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書その他国民健康保険に関する認定証専用	4	税務・国保課	国保年金係長
----	-----	---	---	---	--------	--------

」を

「

市印	正方形	7	国民健康保険資格確認書その他国民健康保険に関する認定証専用	1	税務・国保課	国保年金係長
----	-----	---	-------------------------------	---	--------	--------

」に、

「

市印凸版	正方形	15	国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書その他国民健康保険に関する受療証、受給者証及び認定証並びに介護保険被保険者証、介護保険資格者証、介護保険負担割合証その他介護保険に関する認定証及び確認証専用	1	総務課	情報推進係長
------	-----	----	---	---	-----	--------

」を

「

市印凸版	正方形	15	国民健康保険資格確認書、国民健康保険資格確認書（特別療養）その他国民健康保険に関する受療証、受給者証及び認定証並びに介護保険被保険者証、介護保険資格者証、介護保険負担割合証その他介護保険に関する認定証及び確認証専用	1	総務課	情報推進係長
------	-----	----	---	---	-----	--------

」に改める。

(宮津市由良診療所条例施行規則の一部改正)

第 2 条 宮津市由良診療所条例施行規則（平成 20 年規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「被保険者証等」を「加入医療保険資格情報等が分かるもの」に改め、同条第 2 項中「被保険者証等」を「加入医療保険資格情報等」に改める。

(宮津市休日応急診療所条例施行規則の一部改正)

第 3 条 宮津市休日応急診療所条例施行規則（平成 8 年規則第 7 号）を次のように改正する。

第4条第1項中「被保険者証等」を「加入医療保険資格情報等が分かるもの」に改め、同条第2項中「被保険者証等」を「加入医療保険資格情報等」に改める。

(老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 老人医療費の支給に関する条例施行規則(昭和58年規則第1号)を次のように改正する。

第4条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 加入医療保険資格情報が分かるもの

第14条第1項第4号中「加入被保険者証の記載事項」を「加入医療保険資格情報」に改める。

(宮津市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第5条 宮津市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第19号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改め、同条第1項中「被保険者証等を」「資格確認書等を」に、「国民健康保険被保険者証等再交付申請書」を「国民健康保険資格確認書等再交付申請書」に改め、同条第2項中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改め、同条第3項中「被保険者証を」を「資格確認書を」に、「さきの被保険者証」を「先の資格確認書」に、「の告示をしなければならない」を「とする」に改め、同条第4項中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改める。

第12条を次のように改める。

(資格確認書の更新)

第12条 市長は、資格確認書を1年に1回更新するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する更新期間を変更することができる。

第13条第2項中「ときは」の次に「、その者に対し6箇月(ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限って」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、徴収猶予については、急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある場合は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第119号

令和6年第5回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 期 日 令和6年12月2日

2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第120号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第7条第2項の規定により告示する。

令和6年11月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
-----	-------------	--------

<省 略>	市長印 市長名をもって発する文書 (宮津市介護保険給付費受領委任払承認決定通知書) (介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承認決定通知書)	令和6年12月1日
-------	--	-----------

* * *

宮津市告示第121号

宮津市公印のうち市印凸版の電子印を作成するので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第7条第2項の規定により告示する。

令和6年12月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市印凸版 国民健康保険資格確認書、国民健康保険資格確認書 (特別療養)	令和6年12月2日

* * *

宮津市告示第122号

宮津市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱等の一部を改正する等の要綱を次のように定める。

令和6年12月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱等の一部を改正する等の要綱

(宮津市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱の一部改正)

第1条 宮津市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱(平成19年告示第148号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 加入医療保険資格情報が分かるもの

第6条第2項中「国民健康保険法又は社会保険各法に定める保険証とともに受給者証」を「受給者証とともに加入医療保険資格情報が分かるもの」に改める。

(宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱の一部改正)

第2条 宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱(平成5年告示第75号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(定義)」に改める。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 子どもの加入医療保険資格情報が分かるもの

第7条第2項中「国民健康保険法又は社会保険各法に定める保険証とともに受給者証」を「受給者証とともに子どもの加入医療保険資格情報が分かるもの」に改める。

(宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部改正)

第3条 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和50年告示第24号)の一部を次のように改正する。

第8条中「を」を「に加入医療保険資格情報が分かるものを添えて、」に、「代って」を「代わって」に改める。

第13条第1項第4号中「加入被保険者証の記載事項」を「加入医療保険資格情報」に改める。

(宮津市国民健康保険税の滞納者に対する措置に関する要綱の廃止)

第4条 宮津市国民健康保険税の滞納者に対する措置に関する要綱(平成13年告示第93号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

訓 令

宮津市訓令甲第 5 号

庁中一般
各 か い

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 12 月 2 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程（昭和 60 年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 税務・国保課長専決事項の表第 5 項を次のように改める。

5 国民健康保険被保険者資格の得喪に関すること。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

公 告

宮津市公告第 78 号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 11 月 6 日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下掲示済）

— * * * —

宮津市公告第 79 号

条件付一般競争入札の実施について

宮津市し尿処理施設設備移設工事について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び宮津市財務規則（昭和 40 年規則第 13 号）第 104 条の規定により公告する。

令和 6 年 11 月 11 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 宮津市し尿処理施設設備移設工事
- (2) 工事番号 宮市民し尿第 2 号
- (3) 工事場所 宮津市字獅子地内
- (4) 工事概要

宮津市新し尿処理施設（下水道希釈投入施設）の建設に先立ち、宮津市し尿処理施設に関する設備の一部を移設、撤去等するもの。

ア 主要工事

- (ア) 機械器具設置工事
 - ・仮設脱臭設備設置_1 式

- ・仮設用水設備設置_1式
- イ 附属工事
 - (ア) 電気工事
 - ・脱臭動力盤_1式
 - ・嫌気性消化槽引抜ポンプ動力盤_1式
 - ・中和攪拌機、排液ポンプ、中和COT動力盤_1式
 - (イ) 解体工事
 - ・旧管理棟一部撤去_1式
 - (ウ) 土木一式工事
 - ・仮設駐車場_1式
- (5) 工事期間 議会の議決を得た日の翌日 から 令和8年11月30日 まで
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
担当部署 宮津市 企画財政部 財政課 資産活用係（宮津市役所別館1階）
郵便番号 626-8501
所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345番地の1 宮津市役所
電話番号 0772-45-1611
ファックス番号 0772-25-1691
E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp
- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 機械器具設置工事業について特定建設業の許可を有する者であること。
 - (2) 機械器具設置工事に係る経営事項審査の総合評定値（P点）が、800点以上であること。
 - (3) 本店又は支店若しくは営業所の所在地が、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は滋賀県にあること。
 - (4) 機械器具設置工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を、主任技術者として工事現場に専任で配置できること。
 - (5) 元請負又は一次下請けで、し尿処理施設に関する工事の実績があること。
 - (6) その他については、条件付一般競争入札実施要領第3条第1項に示すとおりとする。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
 - (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し
 - イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
 - ウ 営業所一覧表（別記様式2）
 - エ 配置予定技術者調書（別記様式3）
3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。
また、技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。
この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
なお、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。
 - オ 工事経歴書（別記様式4）
し尿処理施設に関する工事について記載すること。

カ 誓約書（別記様式 5）

キ その他の資料

（ア）エの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

入札（開札）の形式は、京都府電子入札システムを利用して執行する電子入札とする。

ただし、紙による入札（以下「紙入札方式」という。）も可能とする。

（1）条件付一般競争入札参加資格確認申請書様式、設計図書等の配布

令和 6 年 11 月 11 日（月）から、申請書様式、設計図書等を京都府入札情報公開システムに掲載するので、各自において受領（ダウンロード）すること。

（2）条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付期間

令和 6 年 11 月 12 日（火）から令和 6 年 11 月 18 日（月）までの 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。

なお、確認通知書（審査結果）は令和 6 年 11 月 20 日（水）発行を予定している。

（3）設計図書等に関する質問受付

令和 6 年 11 月 12 日（火）から令和 6 年 11 月 22 日（金）までの 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。

（4）設計図書等に関する質問への回答

令和 6 年 11 月 29 日（金）の 17 時 00 分までに京都府入札情報公開システムに掲載する。

ただし、確認申請書、資格確認資料に関する質問は、随時口頭（電話）により回答する。

（5）入札日時

入札書の提出は、令和 6 年 12 月 3 日（火）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで、及び翌日 4 日（水）の 9 時 00 分から 14 時 00 分までとする。ただし、4 日は京都府電子入札システムの不具合発生などを考慮した予備日であるので、3 日の提出を原則とする。

（6）開札日時

令和 6 年 12 月 5 日（木）9 時 00 分執行

（7）その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないものとする。

（1）3 の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

（2）申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

（1）入札の執行回数は 1 回とする。

（2）入札金額は「千円止め」とする。

（3）次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

ウ 紙入札方式によって、同一人にして同じ入札に 2 以上の入札をしたとき。

エ 紙入札方式によって、金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。

カ 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

キ その他入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格 有_事前公表

予定価格は、206,833,000円（消費税含む。）とする。

11 最低制限価格 有_事後公表

最低制限価格は、落札決定後の公表とする。

12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

13 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

部分払は3回とする。

14 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び条件付一般競争入札実施要領に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を熟読し遵守すること。

* * *

宮津市公告第80号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年11月12日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下揭示済）

* * *

宮津市公告第81号

令和6年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和 6 年 11 月 15 日

宮津市長 城 崎 雅 文

第 1 次試験に合格した者の受験番号

H 0 0 0 9 H 0 0 1 2 H 0 0 1 4 H 0 0 1 5
 H 0 0 1 6 H 0 0 1 7 H 0 0 1 8 H 0 0 2 0
 H 0 0 2 1
 K 0 0 0 1 K 0 0 0 2
 M 0 0 0 1
 N 0 0 0 1
 P 0 0 0 4 P 0 0 0 5 P 0 0 0 7 P 0 0 1 4

第 2 次試験の実施要領

1 個別面接

- (1) 日時 令和 6 年 11 月 25 日 (月) または令和 6 年 11 月 26 日 (火)
 (2) 方法 オンライン (Z o o m)

* * *

宮津市公告第 82 号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により令和 6 年度農用地利用集積計画（令和 6 年 11 月 19 日付け宮農委第 34 号通知分）を定めたので、改正前の同法第 19 条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和 6 年 11 月 20 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和 6 年 11 月 20 日
 至 令和 6 年 12 月 9 日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

水 道 企 業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第 12 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成 10 年水管規程第 2 号）第 10 条の規定により告示する。

令和 6 年 11 月 14 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第 S23153 号

- (1) 名 称 株式会社クラシアン
 (2) 所 在 地 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9
 (3) 代 表 者 代表取締役 今 田 健 治
 (4) 指 定 年 月 日 令和 6 年 11 月 1 日
 (5) 指 定 の 有 効 期 限 令和 11 年 10 月 31 日

* * *

宮津市上下水道告示第 13 号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和 2 年水管規程第 3 号）第16条の規定により告示する。

令和 6 年11月29日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第149号

- (1) 名 称 株式会社クラシアン
- (2) 所 在 地 横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9
- (3) 代 表 者 代表取締役 今 田 健 治
- (4) 指 定 期 間 令和 6 年11月29日から令和10年12月31日まで

議 会

《規 程》

宮津市議会規程第 2 号

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年12月 2 日

宮津市議会議長 松 浦 登美義

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第 7 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 8 号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第 5 条第 2 項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第 8 条第 8 項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第10条第 1 項第 1 号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第 1 号、様式第10号及び様式第16号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規程は、令和 6 年12月 2 日から施行する。ただし、第 3 条第10号の改正規定は、令和 7 年 3 月 24日から施行する。

教 育 委 員 会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第20号

令和 6 年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年11月20日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 28 日（木）午前 9 時
2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

選 挙 管 理 委 員 会

宮津市選挙管理委員会告示第 31 号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 6 年 12 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

2 8 2 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第 32 号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 6 年 12 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

4, 6 8 4 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第 33 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 6 年 12 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

2, 3 4 2 人

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 11 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 6 年 11 月 7 日

宮津市農業委員会

会長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 6 年11月14日（木）午前 9 時30分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第45号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

議案第46号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

議案第47号 非農地証明交付申請の承認について

議案第48号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について

議案第49号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について

議案第50号 令和 6 年度農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書について